

令和 7 年 1 月 4 日
こども未来部保育政策課

江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

1 制定の理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 13 日付内閣府令第 95 号により定められた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める。

2 条例の概要

（1）第 3 回定例会議決案件との違い

	本件	第 3 回定例会議決案件
条例名	江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
根拠法令	子ども・子育て支援法	児童福祉法
概要	定員設定や勤務体制の確保、苦情対応等、運営の適格性を区が確認するために必要な基準	職員配置や面積要件等、区の認可に必要な基準

（2）基準概要

令和 7 年 11 月 13 日付内閣府令第 95 号により定められた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（4 ページ参照）により、関連規定を整備するものである。

第 1 条 趣旨

第 2 条 定義

第 3 条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

附則

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 条例案文

3 ページを参照。

江東区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める基準は、府令の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（内閣府令）概要

項目	内容
第一章 総則	
趣旨	特定乳児等通園支援事業の基準
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが健やかに成長するための適切な環境の確保 ・こどもの意志及び人格の尊重 ・地域、家族及び福祉サービス提供者等との密接な連携 ・虐待の防止、職員の研修
第二章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準	
利用定員	満1歳未満・満1歳以上の区分ごとに利用定員設定
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込み後の保護者面談の実施 ・正当な理由のない提供拒否の禁止 ・保護者への給付認定の申請に係る援助 ・こども及び保護者の心身の状況等の把握 ・円滑な接続のための特定教育・保育施設等との連携 ・提供内容等の記録 ・費用受領の内容・額等 ・外部評価の結果公表・改善 ・子どもの体調急変等への速やかな対応 ・保護者の不正に関する自治体への通知義務 ・運営に関する重要事項に関する規定の策定 　　目的及び運営の方針、提供サービス内容、職員職種 　　緊急時対応方法、非常災害対策等 ・適切なサービス提供に資する職員の勤務体制の確保 ・利用定員の遵守 ・運営規定等の掲示義務 ・子どもの国籍・信条等によらず平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・こどもや家族の秘密の保持 ・サービス内容に関する情報提供の努力 ・苦情対応とその解決に向けた改善 ・近隣住民等地域との連携 ・事故発生の防止及び発生時の対応 ・会計の区分や記録の整備
第三章 雜則	